

様式第1号(その1) (第5条関係)

年 月 日

長崎県教育委員会 様

年度長崎県公立高等学校等奨学給付金支給申請書

長崎県公立高等学校等奨学給付金支給要綱第5条の規定により奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所 (保護者等住所)	〒	ふりがな	
電話(昼間連絡先)		申請者氏名 (保護者等氏名)	
生徒との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他( )		

次の4点すべてを確認の上、すべての□にレ点付けてください。

※全員記入。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、長崎県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は長崎県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる者は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の者を除く))の支弁対象ではありません。

【1 対象となる生徒について】 ※全員記入

ふりがな				生年月日	昭和 平成	年	月	日				
生徒氏名												
在学している学校	学校の名称	国立・公立	学校の種類・課程・学科:									
	学校の所在地	都道府県	市区町村									
	学校設置者の名称											
	高等学校等における在学期間	学校名(現在)立	~	年 月 日	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中の給付金受給回数					
※現在通っている学校の在学期間も記入してください。		立	~	年 月 日	年 月 日		なし	1	2	3	4	不明
		立	~	年 月 日	年 月 日		□	□	□	□	□	□
		立	~	年 月 日	年 月 日		□	□	□	□	□	□

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【2 保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】 ※全員記入

※就学支援金の認定申請書や収入状況届と同じ内容で記入してください。

(1) 生活保護受給証明書を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書
---	--------------------------	-----------

(2) 次の者の住民票等を提出します。(①から⑥までのいずれかにレ点をつけてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親) 2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者 1名分
		ア□ ・未婚、離婚、死別により、親権者が1名の場合
		イ□ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合
ウ□ ・(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□に印をつけてください。		
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等) 2名分
		・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 1名分
⑥	<input type="checkbox"/>	生計維持者又は未成年後見人が存在しない場合、成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合
		生徒本人
		・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれもが存在しない場合

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

2枚目(裏面)も記入してください。

(3) 住民票等を添付する者（専攻科の場合は生計維持者）の氏名及び生徒との続柄

氏名	生徒との続柄

氏名	生徒との続柄

上記保護者等（専攻科の場合は生計維持者）のその年の1月1日現在の市区町村までの住所

都道 府県	市区 町村

都道 府県	市区 町村

【3 扶養親族等の状況について】 ※生業扶助受給世帯は記入不要

続柄	氏名	生年月日	職業・学校学年等	給付金の 申請の有無	課程	備考
生徒本人				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

※ 生徒本人、扶養している兄弟・姉妹のみを記入してください。

(保護者等、扶養していない兄弟・姉妹、その他の同居している家族は記入する必要はありません。)

【4 生業扶助を受けていない旨の誓約について】

※生業扶助受給世帯及び  
専攻科生について申請する場合は記入不要

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。

申請者氏名（自署）

## 記入上の注意

## 【1 対象となる生徒について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入すること

## 【2 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～③は除きます。
  - ①法人である未成年後見人
  - ②民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ③その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①に該当する場合は、7月1日現在の生活保護受給証明書（生業扶助の受給の記載があるもの）を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
  - (注) 長崎県内の公立高等学校に在籍し、すでに「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」を提出している場合は、個人番号カードの写し等は不要です。
  - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

## 【3 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
  - ①生徒に父母がいる場合
    - 当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
  - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げるものである場合
    - (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委任されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
    - (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委任されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
    - (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活支援事業を行う者に委託された者
    - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

- ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
- ハ 【2. 生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。  
「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の個人番号カードの写し等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

**【4 扶養親族等の状況について】**の欄は、次によって記入してください。

- イ 道府県民税及び市町村民税非課税世帯（生業扶助受給世帯を除く）のみ記入してください。
- ロ 扶養親族の状況について、記入してください。特に、別居している扶養親族（大学生等）については、記入漏れがないように記入してください。
- ハ 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

**【5 生業扶助を受けていない旨の誓約について】**の欄は、次によって記入してください。

- イ 道府県民税及び市町村民税非課税世帯（生業扶助受給世帯及び専攻科生について申請する場合を除く）のみ自署してください。

**留意事項**

- イ 都道府県が最新の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の者を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- へ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。